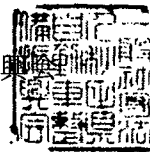


会員工場 各位

(一社) 秋田県自動車整備振興会



電子制御装置整備に係る整備主任者等資格取得講習 (実習、学科及び試問)の実施について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、道路運送車両法の一部改正がなされたことにより、分解整備について、名称を「特定整備」に改めるとともに、施行規則等の一部改正により、電子制御装置整備の整備主任者選任の要件として必要となる、国土交通大臣の定める資格取得講習としての実習講習（主にエーミング作業に関する実習）、学科講習（特定整備に関わる法令等）及び試問（筆記試験）について、下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

つきましては、受講を希望の受講者氏名等、所要事項を別紙1「受講申込書」に記入のうえ、6月9日（月）までに、FAXにてお申込み下さい。

また、講習を受講する事前に所定の様式（下記8. 参照）の書類を作成し、6月16日（月）までに振興会事務局へご提出ください。（郵送等または支部経由で事務局へご提出でも可。）

【注】過去に運輸支局が実施した「電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習」で、試問を修了された方（国土交通省の赤色の修了印が押印されている修了書が交付されている）及び一級整備士（一級二輪を除く）の方は、受講の必要がありません。

記

1. 受講対象者

(1) 電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者として選任しようとする者（道路運送車両法施行規則第57条第7号に規定する要件を満たす従業員となる予定の者を含む。）であって、現に当該事業場において整備主任者として選任されている者（一級大型自動車整備士及び一級小型自動車整備士の技能検定に合格した者を除く。）又は以下枠内に掲げる自動車整備士の技能検定に合格した者。

一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ディーゼル自動車整備士、二級自動車シャシ整備士、二級二輪自動車整備士、自動車電気装置整備士、自動車車体整備士

2. 開催日及び実施会場

令和7年6月30日（月）

職業訓練センター 秋田市向浜一丁目2-1 TEL:018-824-2548

(別紙3 会場案内図参照)

(裏面に続く)

3. 講習日程

①午前の部 【実習講習から受講したい者。】

《注》ディーラー等の支局長認定機関で実習講習を修了した者及び令和2～3年度整備主任者技術研修を受講した者を除く。

9:00～9:30 午前の部受付（実習、学科及び試問を受講する者。）

9:30～12:30 電子制御装置整備に関する実習講習（エーミング作業等）

②午後の部 【学科講習及び試問から受講したい者。】

《注》ディーラー等の支局長認定機関で実習講習を修了した者及び令和2～3年度整備主任者技術研修を受講した者。（午前の実習講習受講者含む。）

13:00～13:30 午後の部受付（学科及び試問を受講する者。）

13:30～15:00 電子制御装置整備に関する法令講習

15:10～15:20 試問諸注意

15:20～15:50 修了試問（※学科、実技の両方を受講済みの方へ試問実施）

4. 修了基準

試問の結果、正答率80%以上の者を講習修了者とし、後日、修了書を交付する。

※試問に不合格となった場合、一度だけ「再試問」を受けることができます。また、「再試問」も不合格となった場合、「学科」、「実習」とも再度受講する必要がありますのでご注意ください。

5. 講師 実習：（一社）秋田県自動車整備振興会 技術担当者

学科：東北運輸局秋田運輸支局 陸運技術専門官

6. 講習費用（税込）

受講の区分		研修費（資料含む）
午前の部から午後も受講 （実習・学科・試問）	会員	4,400円
	非会員	7,150円
午後の部から受講（学科・試問）		1,650円

※ 資料を含む受講料を収受いたしますので、ご了承ください。

7. 携帯品 筆記用具

8. 書類作成について

講習を受講する事前に、以下の書類を6月16日（月）までに振興会事務局へご提出ください。（郵送等または支部経由で事務局へご提出でも可。）

（1）提出書類

①電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習 受講申請書（様式第1号）

②電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習 受講票（修了証）

※①、②は振興会HPよりダウンロードして下さい。 <https://www.jaspa-akita.or.jp/>

③二級の自動車整備士合格証書（写）又は事業場において整備主任者として選任されていることを証する書面（整備主任者選任届（写））

④実習受講証の写し（午後の学科から受講される方に限る。）

※「令和2～3年度整備主任者技術研修」受講者は不要です。

（2）記入方法・・・別紙2「記入例1・記入例2」のとおり

(一社) 秋田県自動車整備振興会事務局 行き

FAX 018-863-4603

※ 6月9日(月)まで申し込みをお願いいたします。【厳守】

電子制御装置整備に係る整備主任者等資格取得講習受講申込書

1. 認証番号：
2. 事業場名：
3. 出席される受講者の氏名：
4. 以下の該当するものに○をして下さい。

受講の時限について

- (1) 午前の部(実習)から午後の部(学科)も受講する。
- (2) 午後の部(学科) から受講する。

その他、何か質問等がございましたら事務局までお問い合わせください。

一般社団法人秋田県自動車整備振興会
秋田市八橋大畑2丁目12番63号
TEL: 018-823-6546
FAX: 018-863-4603

別紙 2

この用紙は、訂正できませんので、訂正がある際は書き直ししてください。

-電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習 受講票(修了証)

証明写真欄	【証明写真について】	(ふりがな) 氏名	あきた たろう 秋田 太郎
写真貼付 (裏に氏名記入)	○ 最近 1 年以内又は医療上の理由により顔の識別すること頭部を布等で被覆したもの ○ 印刷写真の場合は、大きさは縦 4cm×横 3cm とし、裏面に「氏名」を記載し、のりをつけて貼付すること ○ デジタル写真の場合は、解像度は 600×450 pixel 以上とする	生年月日 (和暦)	平成〇〇年 〇月 〇日
	以降は、記載しない	整備士の種類と番号	二級ガolin自動車 東北二か 第〇〇〇〇号

受講番号	第	整備士番号も同様
学科実施日	試問実施日	(種類と番号で二段書きとなります。)
年 日 日	年 日 日	年 日 日

☆☆「受講申請書」および「受講票」(修了証)☆☆

☆☆「受講申請書」および「受講票」(修了証)☆☆ 記載時の留意点について

1. 氏名は略さずにご記入ください。
(整備士合格証書と同じ)
「高橋 or 高橋」、「齊藤 or 斎藤 or 斉藤」など注意願います
2. 整備士の種類・番号は、合格証書から転記すること。
記載した「二級の整備士合格証書(写)」を1枚添付
※整備資格取得時と、名字が変わっている方は、現在の氏名を記載
してください。[別途、戸籍抄本(本通)の添付が必要になります。]
3. 写真の貼り忘れにご注意願います。
「受講申請書」および「受講票」(修了証)2枚とも貼付すること
4. 修正液や修正テープでの訂正は認められません。
※用紙は振興会ホームページからダウンロードできます。
(トップ画面の右上。(ワード、PDF、どちらも可))

上記に留意して記入後、誤りがないことを確認してから、当会事務局にご提出願います。

記入例 2

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習 受講申請書
【学科・試問・再試問】

東北運輸局秋田運輸支局長 殿

提出年月日(和暦) 令和7年00月00日

再提出年月日(和暦) 年 月 日

道路運送車両法施行規則第57条第7号及び第62条の2の2第1項第7号に掲げる講習(電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習)の受講を申請します。

氏名	秋田 太郎		電話番号	018- 000 -0000	
住所	〒010-0000 秋田市八橋大畑二丁目12-63			生年月日(和暦)	
				平成00 . 1 . 1	
整備士の種類	種類	合格年月日(和暦)		合格番号	
	二級ガolin自動車	平成00年 0 月00 日		東北二か 第0000号	
受講内容 該当に○	1. 学科		2. 試問		3. 再試問
受講希望 日時(和暦)	第1希望	7年6月30日 第1回	第1希望	7年6月30日 第1回	第1希望
	第2希望	年 月 日 第 回	第2希望	年 月 日 第 回	第2希望
学科受講状況 該当に○	1. 未受講 2. 受講済み		実習受講状況 該当に○	1. 未受講 2. 受講済み	

受講日記入!(6/30)
※1回と記入

記入不要

【注意事項】

- ① 受付期間内に申請すること。なお、記載内容に虚偽があつた場合には、受講を取り消します。
- ② 記載内容を修正する場合には、修正印を押印の上、記載すること。
- ③ 自動車整備士資格の取得を証明する書面の写しを添付すること。
- ④ 学科又は実習の講習が修了している場合、証明する書面の写しを添付すること。
- ⑤ 受講希望日時は、申請先の運輸支局等が公表した実施日を記載すること。
- ⑥ 押印することに代えて、署名することができる。

点線内は、記載しないこと

受講番号	第	号
------	---	---

証明写真欄	【証明写真について】 ○ 最近1年以内の上半身脱帽(宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く)のもの ○ 印刷写真の場合は、大きさは縦 4cm× を記載し 解像度は 600×450 pixel 以上とする 受講票と同じ写真を貼付すること 写真を貼付け (裏に氏名記入)	受付印 認証番号と 事業場名記入
-------	--	------------------------

認証番号 40000
指定番号

所属事業場名 (株)00自動車整備工場

講習受講者の駐車場について

○秋田県職業訓練センター

公共交通機関（バス） 秋田中央交通

・秋田駅西口のりば③県立プール線 職業訓練センター前下車

駐車場は下記地図の運動公園駐車場をご使用ください。講習会場となる建物周辺は駐車禁止となっております。

駐車場には限りがございます。乗り合わせをお越しいただきますようご協力をお願いいたします。

